

小田原市電子契約システム 事業者向け説明会

GMOグローバルサイン・ホールディングス株式会社

2023.12.1

アジェンダ



アジェンダ

- 1 会社紹介
- 2 電子契約とは
- 3 契約締結の流れ
 - (1)準備
 - (2)締結
- 4 契約書のダウンロード方法
- 5 電子署名の確認方法
- 6 困ったときは
- 7 デモンストレーション



GMOグローバルサイン・ホールディングス株式会社

本社所在地	東京都渋谷区桜丘町26- 1 セルリアンタワー
事業内容	クラウドホスティング及びセキュリティサービスを中核とした 各種インターネットソリューションの開発・運用
代表者	青山 満
設立	1993年12月
資本金	9億1,690万円（2019年12月）
従業員数	社員932名（2019年12月）
株式	東京証プライム（証券コード 3788）
加盟団体（抜粋）	日本ネットワークセキュリティ協会 トラストサービス推進フォーラム デジタルトラスト協議会



クラウド・ホスティング、セキュリティ事業をはじめ、
幅広いラインナップでお客様のビジネスを支えています。

- | | |
|---------------|---|
| クラウド・ホスティング事業 | <ul style="list-style-type: none">販売実績24年ITインフラ提供実績 国内最大級11万社以上 |
| セキュリティ・電子認証事業 | <ul style="list-style-type: none">電子証明書発行実績累計 2,500万枚以上SSLサーバ証明書発行実績 440万枚以上国内シェアNo.1 / 海外シェアNo.3 |



全国 1,120 自治体で導入済み



【関東】

群馬県
埼玉県：坂戸市
東京都（ビジネスチャンス・ナビ）
神奈川県・川崎市
神奈川県・横須賀市
神奈川県・茅ヶ崎市
神奈川県・小田原市
神奈川県・秦野市
神奈川県・綾瀬市
神奈川県・大和市

【中部】

新潟県・三条市（国内初）
福井県・坂井市
愛知県・豊田市
三重県・いなべ市

【近畿】

大阪府・豊中市
大阪府・東大阪市
兵庫県・たつの市
兵庫県・宍粟市

【中国・四国】

山口県

【九州】

福岡県・福岡市
大分県
鹿児島県・奄美市

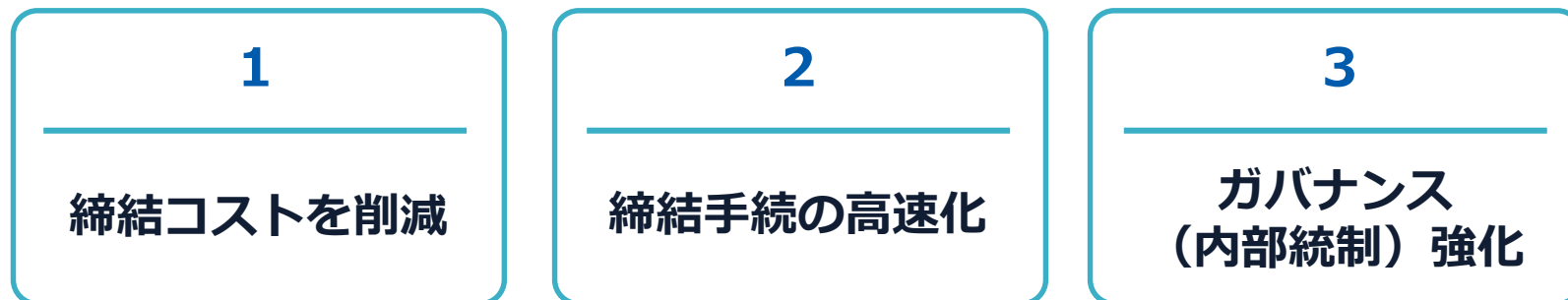
（導入公表済みの団体・一部抜粋）

電子契約とは



電子契約の主なメリット

“紙+押印”による従来の契約締結に代わり、“電子文書+電子署名”で締結する契約を指します。



	紙の契約	電子契約
形式	紙の書面	電子データ (PDF)
押印	印鑑 or サイン	電子署名
送付	送付・持参	インターネット
保管	書棚	サーバー
印紙	必要	不要
証拠力	あり	あり

契約は「当事者の意思の合致」で成立

契約書に記名押印または、契約内容を記録した電磁的記録に電子署名を講じなければ契約は確定しない。（地方自治法234条第5項）

本人の押印があれば、本人の意思と推定される

私文書は、本人又はその代理人の署名又は押印があるときは、真正に成立したものと推定する。（民事訴訟法228条4項）

5月12日
政府見解

- ①本人による電子署名ではないので、3条推定効は働かない。②但し、**締結までのプロセスを示せば**3条推定効は発生する。

7月17日
政府見解

- 利用者の指示に基づき、**一定の要件を満たす場合は**電子署名と評価し得る（2条署名）

9月4日
政府見解

- 2条署名に該当かつ、2要素認証によって本人以外がなりすますことができない**固有性を有する場合**、3条所定の推定効が発生する



11月17日
デジタルガバメントWG

第3条Q & Aでは、第3条に規定する電子署名に該当する要件として、**同一性の確認（いわゆる利用者の身元確認）は求めている。**

しかしながら、実際の裁判において電子署名法第3条の推定効が認められるためには、**身元確認は手段の1つ**として考えられる。

どの程度の身元確認を行うかは締結する**契約の重要性の程度等を考慮して**決められるべきものと考えられる。

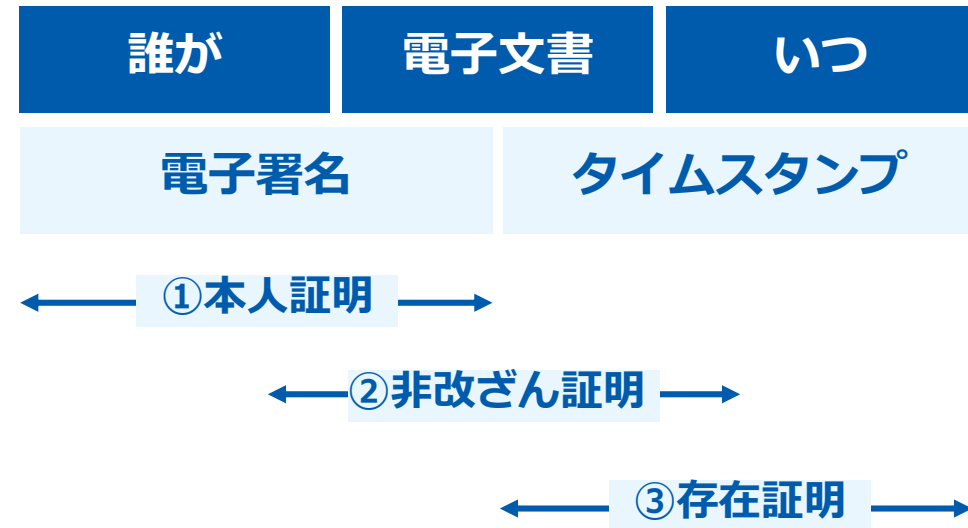
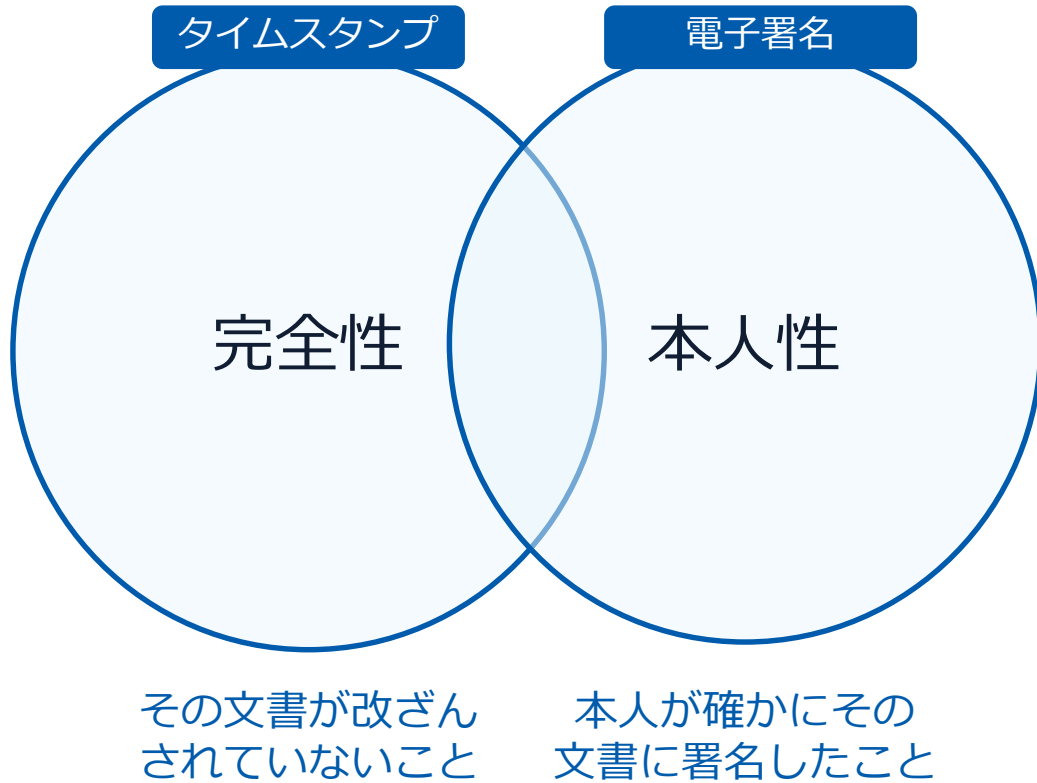
電子においても判子の世界と同様の判断がくだされた（3条推定効を認める）

[5月12日見解]論点に対する回答
<https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kisei/meeting/wg/seicho/20200512/200512seicho04.pdf>

[7月17日見解]利用者の指示に基づきサービス提供事業者自身の署名鍵により暗号化等を行う電子契約サービスに関するQ & A
<http://www.moj.go.jp/content/001323974.pdf>

[9月4日見解]利用者の指示に基づきサービス提供事業者自身の署名鍵により暗号化等を行う電子契約サービスに関するQ & A（電子署名法第3条関係）
https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/denshishomei3_qa.pdf

[11月17日デジタルガバメントWG]
<https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kisei/meeting/wg/digital/20201117/201117digital06.pdf>



3つがそろうことで、
法的効力の高い電子契約となる

電子契約は、電子帳簿保存法第2条第5号「電子取引」に該当し、その電磁的記録の保存については、同7条の要件に従う必要があります。

	電子帳簿保存法第7条の要件	GMOサインの対応状況
① 措置	①タイムスタンプが付与されたデータを授受 ②受領後2カ月と概ね7営業日以内にタイムスタンプの付与 ③データの訂正削除を行った場合にその記録が残るシステム又は訂正削除ができないシステムを採用 ④訂正削除の防止に関する事務処理規定を策定、運用、備え付け 上記いずれかの方法を充足する必要がある (施行規則第4条第1～第4項)	<ul style="list-style-type: none"> ・日本データ通信協会の認定タイムスタンプの押印 ・認証事業者発行の電子証明書による電子署名による情報確認 GMOサインは左記のうち①を充足している
② 場所	国税に関する法律が定める「保存場所」(規則2条2項2号) ※電磁的記録が「保存場所」外のサーバーにある場合であっても、ディスプレイに出力できれば「保存場所」に保存されているものと取り扱われます。	システム(GMOサイン)から電子契約(電子で締結した契約書)をディスプレイ(パソコン等)に出力(表示)ができることで要件を充足している
③ 期間	国税に関する法律が定める「期間」 法人事業者の場合、7年間 (欠損金の繰越控除をする場合は最長で10年間)	保管期限は無期限
④ 保存	1) <u>見読性の確保</u> (規則第2条第2項第1号イ) 2) システム概要書類の備付(規則第2条第2項第1号ロ) 3) <u>検索機能</u> (規則第6条第6項第4号1) ※検索要件(取引年月日、取引先、取引金額)	1) ディスプレイ上・書面上で出力が可能 2) サービスサイト上に掲載 3) 取引先、取引年月日、取引金額等により検索が可能

2022年1月の電子帳簿保存法改正によりGMOサインのシステムは「優良」の区分に該当します

①承認制度の廃止

- ・ 3カ月前の事前申請が廃止
- ・ 電帳法に対応した会計システム、スキャナ等で速やかに電子保存が可能

②タイムスタンプ要件の緩和

- ・ スキャンニング時の受領者署名が不要
- ・ タイムスタンプ付与期間が3日→約2カ月以内に変更
- ・ 電子データの修正・削除をしたことをログに残せるシステムの場合、タイムスタンプ不要

③検索要件の緩和

- ・ 検索要件が「取引年月日・取引金額・取引先」のみに
 - ・ 範囲指定、項目の組み合わせの設定機能が不要
- ※国税庁の要求による電子データのダウンロードに応じる場合

④電子取引データの電子保存義務化

- ・ 電子取引データの紙での保存は不可
- ・ 改正以降、電子保存が義務化

参考

（国税庁）電子帳簿保存法について <https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/sonota/jirei/>

印紙税法第2条は、課税対象となる「**文書には、…印紙税を課する。**」と規定しています。

この「文書」に電子契約が該当するかが問題となりますが

内閣総理大臣による答弁および国税庁への照会への回答において

電子文書には印紙税が課税されないと明言されています。

※内閣参質162第9号 平成17年3月15日

<http://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/kousei/syuisyo/162/touh/t162009.htm>

「事務処理の機械化や電子商取引の進展等により、これまで専ら文書により作成されてきたものが電磁的記録により作成されるいわゆるペーパーレス化が進展しつつあるが、**文書課税であるにおいては、電磁的記録により作成されたものについて課税されない**」

※国税庁ウェブサイト 照会事項への回答

https://www.nta.go.jp/about/organization/fukuoka/bunshokaito/inshi_sonota/081024/02.htm

「注文請書の現物の交付がなされない以上、たとえ**注文請書を電磁的記録に変換した媒体**を電子メールで送信したとしても、ファクシミリ通信により送信したものと同様に、課税文書を作成したことにはならないから、**印紙税の課税原因は発生しない**」

電子契約システムでメール認証などを行い サービス事業者の電子証明書で署名



受注者はインターネット環境と電子メールアドレスがあれば利用可能。費用負担もありません。

5つのポイント



身元確認済み電子証明書

国内シェアNo.1の電子認証局と連携

全世界で2500万枚の発行実績がある証明書発行システムと直接連携。国際的な審査基準（WebTrust）を満たす電子認証局を子会社にもつ当社だからこそ実現できる信頼性を提供します。



Adobe Approved Trust List

Adobe認定のルート証明書を採用

Adobe社より要求される厳格な技術要件を満たす信頼性の高いルート証明書を使用。Adobe Readerでも簡単に電子署名の有効性を検証でき、締結相手方にも安心いただけます。



税務対応も安心

電子帳簿保存法に標準対応

税法上で要求される検索機能や見読性を標準実装。締結済みの電子契約を紙に印刷することなくそのまま長期保存が可能。



タイムスタンプ

認定タイムスタンプを標準付与／各種法令にも適合

セイコーソリューションズ社の認定タイムスタンプを標準付与。時刻保証とともに非改ざん性も担保。e-文書法や電子帳簿保存法などの各種法令にも対応。



立会人型電子署名に対応

費用の負担無しで締結が可能

電子契約事業者名義の電子証明書を利用して署名を行うので相手方の費用負担がありません。また、メール認証だからスピーディに契約締結。

安全性



WAF (Web Application Firewall)

不正な攻撃からシステムを保護



セキュリティ診断

外部のセキュリティ専門業者による
ぜい弱性診断を定期的を実施



専用環境(HSM)で署名鍵保管

すべての署名鍵は、堅牢な環境で
生成・保管し、不正利用を防止



ファイル暗号化

1つ1つの契約データごとに
個別の暗号化を実施し安全に保管



通信の暗号化

SSLにより通信を暗号化し
盗み見や改ざんを防止



データバックアップ

すべての契約データを毎日バックアップ
日次でバックアップしているほか
月次・年次でもバックアップを実施

信憑性



WebTrustの厳格な審査をクリア

システムで使用する電子証明書は
国際的な電子商取引保証基準に準拠



セキュリティ基準 ISMS取得済

情報セキュリティマネジメントシステム
ISO/IEC 27001:2013・JIS Q 27001:2014

内部統制



操作ログ管理機能

契約文書の閲覧やダウンロードなど
各種操作を保存しており追跡が可能



多要素認証・IP制限・SSO

ワンタイムパスワードなど、高度な認証方法に
より社外からの業務外のアクセスや
情報漏洩対策も万全

サポート



連絡窓口

電話・メール・ウェブフォーム
ウェブ会議システム・ウェブチャット

契約締結の流れ



電子契約の運用内容

電子契約の開始時期

令和6年（2024年）1月以降に契約する案件から

電子契約対象の契約

市が入札公告又は入札（見積）指名を行う、建設工事、業務委託、賃貸借、物品購入、役務の提供等の契約。

※上記については、原則、電子契約となりますが、従来どおり紙文書での契約も可能です。

電子契約対象外の契約

- ・収入に係る契約
- ・契約期間が10年を超える契約
- ・法令で電子化が認められていない契約
- ・請書・覚書・協定書等、契約書以外を利用する契約

電子契約の流れ



小田原市

起案

GMOサイン内の「契約を締結」から文書をアップロードします。

事前承認

承認依頼メールから送られてきた文書の確認を行います。

市側署名

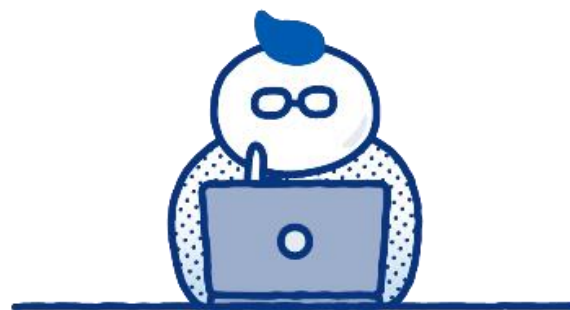
第一署名者の署名完了後、第二署名者の市側が署名します。

※第二署名者は小田原市

事業者様側

事業者様署名

第一署名者へ申し出たメールアドレスに署名依頼が届きます。



(1) 準備

電子契約利用申請書について

年 月 日

電子契約利用申請書

小田原市長 宛

所在地
商号又は名称
役職・代表者名

※受任者を置く場合は、受任者についてご記入ください。
※商号又は名称及び役職・代表者名は、契約書署名パネルの電子署名者情報及び電子契約締結証明書に表示されます。

電子契約に関して、次の内容を申請します。

小田原市と電子契約サービスを利用して行う契約において、契約締結に利用するメールアドレスは、次のとおりとします。

利用メールアドレス

【事務担当者】 ※必ずご記入ください。

部署名	
役職・氏名	
電話番号	
メールアドレス(上記載の欄に記入)	

※既に発注担当課に対し、本申請書を提出済みであり、記載内容に変更がない場合は提出不要です。
※発注担当課へ電子メールにてご提出ください。

「電子契約利用申請書」の提出について

○電子契約はメールでのやり取りになるため、契約相手方のメールアドレスを確認する必要があります。

○電子契約を締結する権限のある方のメールアドレスを必ず記入してください。

【提出方法】

- 落札決定後にメールで課宛てに提出してください。
- 課毎に提出が必要となります。
- 記載内容に変更があった場合は、再提出してください。



(2) 締結

受注者に署名依頼メールが届きます

メール件名「小田原市様より▲▲▲への署名依頼が届いています」

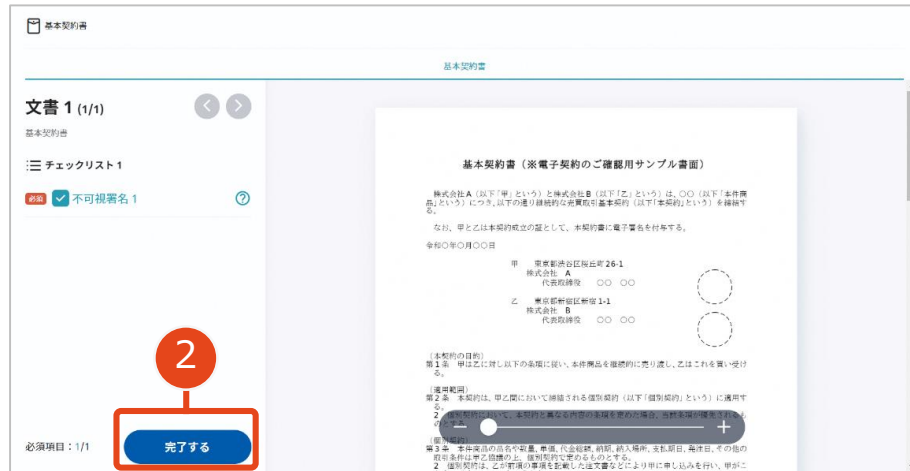
メール差出元「電子印鑑GMOサイン <noreply@gmosign.com>」

操作手順

- 1 メール内の電子署名URLをクリックします
- 2 ブラウザ上に、文書の内容が表示されます

- ・受注者に、あらかじめ設定したメールアドレスに、契約書の確認依頼のメールが届きます。
- ・メールが届きましたら、URLより速やかに電子契約サービスにアクセスし、契約書の内容を確認した上で、署名をしてください。
- ・円滑な契約締結のため、受注者に事前に契約書等の内容確認のため、必要事項を記載した契約書等一式をメール送付し、確認をお願いする場合がございます。この際に、修正すべき事項等があれば申し出をお願いします。

文書を確認します



操作手順

- 1 文書内容を確認します
- 2 内容に問題が無ければ、「完了」を押します。
- 3 【完了する】をクリックするとメッセージが表示されますので、問題なければ【署名手続きを完了する】をクリックして署名完了です



不可視署名について

○印影の不要な「不可視署名」となります。
○印影のある署名（可視署名）と同様に契約締結でき、電子文書の証拠や安全性も確保できます。

複数の文書がある場合、文書表示枠の上部のタブをクリックすることで文書を選択することが可能です

製品管理システム開発発注

1 機密保持契約書 2 業務委託契約書 3 送付状

文書 1 (1/3)

機密保持契約書

☰ チェックリスト 1

リストを押すと該当箇所へ移動します。

- 署名 1
- テキスト入力 1
- テキスト入力 2
- テキスト入力 3

必須項目: 0/3 完了する

機密保持契約書

株式会社サンプル（以下「甲」という。）とウケオイ株式会社（以下「乙」という。）とは、添付別紙に定める目的（以下「本目的」という。）のために、甲または乙が相手方に開示する情報の秘密保持に関し、以下のとおり本契約を締結する。

第1条（秘密情報）

- 本契約において「秘密情報」とは、本契約締結日以降、本目的のために甲または乙が相手方に開示する一切の情報をいう（以下、秘密情報を開示した者を「開示当事者」、秘密情報を受領した者を「受領当事者」という。）。開示当事者は、書面にて秘密情報を受領当事者に開示する場合には、その書面上に秘密である旨を表示するものとし、口頭にて秘密情報を受領当事者に開示する場合には、開示の際に開示される情報が秘密である旨を示し、開示以降15日以内にその内容を書面化して受領当事者に提供するものとする。
- 前項にかかわらず、受領当事者が以下のいずれかに該当する情報である旨を証明した秘密情報については、受領当事者は、第2条に定める義務を負わないものとする。ただし、当該秘密情報が、個人情報である場合はこの限りではない。
 - 既に公知、公用の情報
 - 開示後、受領当事者の責によらず公知、公用となった情報
 - 開示を受けたときに既に受領当事者が知得していた情報
 - 開示を受けた後、正当な理由を有する第三者により秘密保持義務を負うことなしに受領当事者が入手した情報
 - 開示当事者が開示するも合意なく無関係に開発、創作した情報

開示当事者の秘密情報の開示を要求する場合は、開示当事者は、以下の措置を取った上で当該行政機関に届出を行うことができる。ただし、当該届出を遅滞なく書面で行うこととする。開示されている部分についてのみ開示することとする。

秘密としての取り扱いが受けられるよう最善の努力を怠らぬこととする。

第2条（秘密保持義務）

開示当事者は、開示された秘密情報について、開示を受けた日から起算して5年を超えない範囲内において、開示を受けた者の同意なく秘密として取り扱われよう最善の努力を怠らぬこととする。

開示当事者の書面による事前の承諾を得ることなく本目的のために知る必要がある自己の役員および従業員ならびに弁護士・公認会計士など法的に守秘義務を負う

拡大表示もできます。

市側へ署名依頼メールが届きます

メール件名「小田原市様より▲▲▲への署名依頼が届いています」

メール差出元「電子印鑑GMOサイン <noreply@gmosign.com>」

操作手順

- 1 メール内の電子署名URLをクリックします
- 2 ブラウザ上に、文書の内容が表示されます
- 3 市側が内容確認後、署名します

- ・ 第一署名者（受注者）の署名が完了しますと自動で第二署名者（市側）へ署名依頼メールが送信されます。
- ・ 契約日はこのタイミングで市側署名者が入力します。

契約締結日について

契約書

契約件名	●●●●●●●●業務
規格及び数量	●●●●
履行期間	令和5年（2023年）●月●日から令和6年（2024年）●月●日まで
契約金額	金 ●, ●●●, ●●●円
	うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ●●●, ●●●円 「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、消費税法及び地方税法の規定により算出したもので、契約金額に 10/110 を乗じて得た金額である。
支払の条件	<input type="checkbox"/> 別紙「契約金額の分割支払表」のとおり <input checked="" type="checkbox"/> 無
契約保証金	<input type="checkbox"/> 現金 円 <input type="checkbox"/> 保険加入 <input type="checkbox"/> 有価証券 円 <input checked="" type="checkbox"/> 免除

上記について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって契約書を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。ただし、これに代えて本書の内容を記録した電磁的記録を作成する場合は、当事者がそれぞれ電子署名を行い、各自電磁的記録を保有する。

令和5年（2023年） 月 日

発注者 小田原市荻窪300番地
小田原市長 守屋 輝彦

受注者 小田原市●●●●●●●●
株式会社 ●●●●●
代表取締役 ●●●●

契約締結日について

○地方自治法第234条第5項に基づき、**受注者、発注者双方が電子署名を講じた日が契約締結日**となります。

○受注者が第一署名者、市側が第二署名者となるため、契約締結予定日（履行開始日）までに受注者の電子署名が講じられるように署名依頼をします。

○契約締結予定日（履行開始日）までに双方の電子署名が講じられない場合は、書面の契約書で契約を締結することになりますのでご注意ください。

○書面内の契約日につきましては市側署名時に入力します。

契約書のダウンロード方法



電子署名完了メールから契約書のダウンロード

メール件名：「電子署名完了のお知らせ」
メール差出元：「電子印鑑GMOサイン」
<noreply@gmosign.com>

操作手順

- 1 契約相手方及び市の署名完了後、上記の件名及び差出元の例に示したような電子署名完了のお知らせが、契約相手方及び市の双方に電子メールで届きます。その内容は、右の記載例のとおりです。
- 2 メールに記載の「ダウンロード」から電子署名が行われた契約書をダウンロードできます。

【御案内のメールの例】

電子印鑑なら
GMOサイン

株式会社〇〇
鈴木 太郎様

すべての手続きが完了しました。
署名完了文書ダウンロード画面より、ダウンロードして下さい。

2
ダウンロード

封筒：5050000111 電子契約サービス委託

文書：

・電子契約サービス委託

ダウンロード有効期間：14日間

電子署名完了メールから契約書のダウンロード

操作手順

- 1 「ダウンロード」をクリックしますと、右のような画面が表示されます。
- 2 再度「ダウンロード」をクリックして、電子署名済みの契約書のPDFデータをダウンロードして、保管してください。
- 3 契約書を「ダウンロード」できる期間は、前述の「電子署名完了のお知らせ」のメールが到着してから、2週間です。期限を過ぎるとリンク先には、次のような画面が表示され、ダウンロードができなくなります。必ずダウンロードして保管するようお願いいたします。

The screenshot shows two parts of the user interface. The top part, labeled '1', is a confirmation page titled '全ての手続きが完了しました' (All procedures completed). It includes a message: '全ての関係者が手続きを完了しました。PDF文書は下記からダウンロードしてください。' (All related parties have completed the procedures. Please download the PDF document from below). Below this, a document titled '文書1: 電子契約サービス委託' (Document 1: Electronic Contract Service Entrustment) is shown with a 'ダウンロード' (Download) button highlighted by a red box and labeled '2'. A dropdown menu for '署名の進行状況' (Signature Progress Status) is also visible. At the bottom of this section are two buttons: '電子印鑑GMOサインで保管' (Save with Electronic Seal GMO Sign) and 'Topへ戻る' (Return to Top). The bottom part, labeled '3', shows a 'Not Found' error page with the text: '該当のページが見つかりませんでした。ご指定のURLが間違いないかご確認ください。' (The page you are looking for does not exist. Please check if the URL you specified is correct).

電子署名完了メールから契約書ダウンロード

契約相手方のみ、ダウンロードURLが付いたメールには、文書も添付されます。
下記上限超過時は、メール添付されずダウンロードURLのみになります。

	通常メール時	キャリアメール時	
ファイルサイズ (1文書)	6MB	2MB	@docomo.ne.jp @ezweb.ne.jp @i.softbank.jp @softbank.ne.jp @rakumail.jp @ymobile.ne.jp
合計サイズ (1封筒)	6MB	2MB	
ファイル数 (1封筒)	20ファイル	20ファイル	

※完了メールを受信される方のメールサーバーの設定で、添付ファイル付きメールの受信を制御している場合がございます。

※完了メールが受信できない、添付ファイルがない、迷惑フォルダに入る等の場合は、メールサーバーの設定のご確認をお願いいたします。

GMOサイン内から締結済み契約書のダウンロード

The screenshot shows the GMO Sign user interface. On the left, a dark blue sidebar menu contains several options. The '文書管理' (Document Management) option is highlighted with a red box and a red circle containing the number '1'. The main content area displays three charts: '署名ステータス' (Signature Status) showing 7 documents in '自社署名待ち' (Waiting for company signature), '送信数' (Number of transmissions) showing 0 documents, and '文書保管数' (Number of documents stored) showing 33 documents. Below the charts is a search bar and a table header for '要対応文書' (Documents requiring action).

No	署名ステータス	文書名	契約/取引日	相手方	契約満了日
----	---------	-----	--------	-----	-------

- 1 GMOサインにログインし、左側メニューの「文書管理」をクリックします。

GMOサイン内から締結済み契約書のダウンロード

The screenshot shows the '文書一覧' (Document List) page in the GMO Sign system. At the top, there are tabs for '文書一覧表示' (Document List View) and '封筒一覧表示' (Envelope List View). Below the tabs is a search bar labeled 'フリーワード検索' and a filter icon. To the right, there are icons for 'フォルダ管理' (Folder Management) and 'その他のメニュー' (Other Menu). The main area contains a table with columns: 'No', '署名ステータス', '文書名', '契約/取引日', '相手方', and '契約満了日'. The first row shows document number '0000033', status '署名完了', and title '基本契約書'. To the right of the first row, a download menu is open, showing options: '文書ダウンロード', '契約締結証明書ダウンロード', and 'まとめてダウンロード'. A red box highlights the download menu, and a red circle with the number '2' points to the download icon in the table row. A red circle with the number '3' points to the '文書ダウンロード' option in the menu.

No	署名ステータス	文書名	契約/取引日	相手方	契約満了日
0000033	署名完了	基本契約書			
	署名完了				
	署名完了				
	署名完了				

- 2 対象文書右側の[PDFダウンロード]アイコンにカーソルを合わせるとダウンロードメニューが表示されます。
- 3 対象メニューをクリックして各種ダウンロードができます。

電子契約締結証明書について

			小計	¥12,000
			消費税	¥1,200
			合計	¥13,200

備考

契約書原本

契約締結証明書IDと合致

ce273873bec9456b40406f6138bfc300

GMOサイン電子契約締結証明書

文書名	受領書	
管理番号	0000233	
文書作成者	氏名	GMOグローバルサイン・ホールディングス株式会社
文書作成者メールアドレス		+cx1@gmogshd.com
締結証明書ID	ce273873bec9456b40406f6138bfc300	

操作日時 署名方法 署名者情報

IPアドレス

2022/12/07 10:12(JST)	契約印タイプ	GMO太郎
153.122.166.254		+cx1@gmogshd.com

2022/12/07 10:14(JST)	契約印タイプ	GMO次郎
153.122.166.254		+cs2@gmogshd.com

原本ファイル1ページ目に記載されている番号と一致

電子契約締結証明書とは

署名パネル内に記載されているような署名情報や文書概要／契約締結日時などが記載されPDFファイルのことです。

「いつ、誰が署名を行ったのか」確認可能な証明書になります。

署名完了後の文書の状態

不可視署名について

○印影はありませんが、「電子署名情報」、「タイムスタンプ情報」が付与されています。

○印影のある署名（可視署名）と同様に契約締結でき、電子文書の証拠や安全性も確保できます。

○電子契約が締結されているかどうかは、Adobe Acrobat Readerの電子署名パネルや、GMOサインの「文書管理内」プレビュー、契約締結時に発行される「電子契約締結証明書」からご確認いただけます。（5 電子署名の確認方法参照）

契約書

契約件名	●●●●●●●●業務		
規格及び数量	●●●●		
履行期間	令和5年（2023年）●月●日から令和6年（2024年）●月●日まで		
契約金額	金 ●, ●●●, ●●●円		
	うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ●●●, ●●●円		
	「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、消費税法及び地方税法の規定により算出したもので、契約金額に 10/110 を乗じて得た金額である。		
支払の条件	<input type="checkbox"/> 別紙「契約金額の分割支払表」のとおり <input checked="" type="checkbox"/> 無		
契約保証金	<input type="checkbox"/> 現金	円	<input type="checkbox"/> 保険加入
	<input type="checkbox"/> 有価証券	円	<input checked="" type="checkbox"/> 免除

上記について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって契約書を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。ただし、これに代えて本書の内容を記録した電磁的記録を作成する場合は、当事者がそれぞれ電子署名を行い、各自電磁的記録を保有する。

令和5年（2023年）●月●日

発注者 小田原市荻窪300番地
小田原市長 守屋 輝彦

受注者 小田原市●●●●●●●●
株式会社 ●●●●
代表取締役 ●● ●●



印影はありません（不可視署名）

電子署名の確認方法



電子署名の確認方法①

【ダウンロードしたPDF上で確認】

○Adobe Acrobat Readerの署名パネルで「電子署名情報」と「タイムスタンプ情報」を確認できます。

【署名パネル】 署名パネルボタンを押すと表示されます。

署名済みであり、すべての署名が有効です。

署名

すべてを検証

バージョン 1: GMO Sign Dept. により署名済み

署名は有効です:
信頼ソース取得元: Adobe Approved Trust List (AATL)
文書は、この署名が適用されてから変更されていません
署名者の ID は有効です
埋め込みタイムスタンプが署名に含まれています。
署名は LTV 対応です

▼ 署名の詳細 日時情報

理由: 氏名様 メールアドレス が2021-10-07 09:25:23 +09:00 JSTに承認しました

署名の場所: 日本

証明書の詳細...

最終チェック日時: 2021.10.07 09:25:55 +09'00'

フィールド: FIELD_2336416_0 (不可視署名)

このバージョンを表示

> バージョン 2: SEIKO Timestamp Service, Accredited A2W03-008 により署名済み

Adobe Acrobat Readerの「署名パネル」ボタンをクリックして、「署名パネル」を開きます。



署名パネルボタン

すべての署名が有効です。

工期は次のとおりとする。
着手 : 契約成立の日又は工事許可日から30日以内
完成 : 着手の日から 日以内
引渡し: 完成の日から 日以内

第3条(代金)
請負代金は金 円とし、乙は甲に対し次のように支払う。
契約成立時 金 円
引渡しの日 金 円

第4条(注文者の負担)
建築に要する費用、材料、労力は甲が負担する。

契約書(原本)

2 契約期間内に予期することのできない法令の制定若しくは改定又は経済事情の激変等によって、追加の費用又は原材料費が変動した場合の費用は甲が負担するものとする。ただし、乙が代金支払期日を遅延した事によって生じた価格変動分は乙が負担するものとします。

第6条(危険負担)
天災その他自然的又は人為的な事象であって、発注者又は受注者のいずれにもその責を備えることのできない事由によって生じた損害は乙の負担とする。

電子署名の確認方法②

【GMOサインの「文書管理内」プレビューで確認】

OGMOサインの「文書管理」内の「プレビュー」表示時に署名者の情報が確認できます。
OGMOサインのアカウントをお持ちの方のみご利用できます。

管理番号 | [REDACTED]

Signing Time
署名者情報
[REDACTED]
[REDACTED] に承認しました
署名者情報
[REDACTED]
[REDACTED] に承認しました

署名者の氏名やメールアドレス、作業日時が記録されています

業務委託

株式会社○○○(以下甲という)と △△△株式会社を締結する。

第1条 甲は乙に対し、次条に定める業務を委託

第2条 本契約に基づく委託業務の範囲は次の

1. 甲の運営する店舗「 [REDACTED] 」の管理
2. 機器の点検メンテナンス
3. 「 [REDACTED] 」に係る販売促進業務

第3条 甲は乙に対し、委託料として月額

第4条 乙が業務の遂行のため、その他の費用

電子署名の確認方法③

【契約締結証明書で確認】

- プリントアウトした場合、当証明書を添付頂く事でPDFファイルを開く事なく情報確認が可能となります。
- 電子署名済みであることの対外的な証明としてもご利用いただけます。
- 契約締結した書類に関しては、左下に紐づけするIDが表示されます。
- GMOサインのアカウントをお持ちの方のみご利用できます。

GMOサイン 電子契約締結証明書

文書名 経営委任契約書_001
管理番号 0000015
文書作成者 GMOグローバルサイン・ホールディングス株式会社
文書作成者メールアドレス
締結証明書ID 7dfd11d5126db4c1699470984eec8b02

操作日時	署名方法	署名者情報
2020/07/31 20:09 (JST) 123.234.12.34	実印タイプ	CN GMO 太郎 O GMOクラウド株式会社 OU ソリューション事業部 L 渋谷区 S 東京都 C JP
2020/07/31 20:09 (JST) 111.23.45.67	契約印タイプ	GMOクラウド株式会社 GMO 次郎 gmo-jirou@gmocloud.com
2020/07/31 20:09 (JST) 10.0.200.30	契約印タイプ	GMO 花子 09012345678

署名済みであり、すべての署名が有効です。 署名パネル

工期は次のとおりとする。
着手 : 契約成立の日又は工事許可日から 30 日以内
完成 : 着手の日から 日以内
引渡し : 完成の日から 日以内

第3条 (代金)
請負代金は金 円とし、乙は甲に対し次のように支払う。
契約成立時 金 円
引渡しの日 金 円

第4条 (注文者の負担)
建築に要する費用、材料、労力は甲が負担する。

契約書(原本)

1 契約期間内に予期することのできない法令の制定若しくは改廃又は経済事情の激変等によって、追加の費用又は原材料費が変動した場合の費用は甲が負担するものとする。ただし、乙が代金支払期日を遅延した事によって生じた価格変動分は乙が負担するものとします。

第6条(危険負担)
天災その他自然的又は人為的な事象であって、発注者又は受注者のいずれにもその責めを帰することのできない事由によって生じた損害は乙の負担とする。

契約締結証明書ID と一致します

7dfd11d5126db4c1699470984eec8b02

困ったときは



お気軽にお問い合わせください

電子印鑑GMOサイン 運営事務局

電話番号	03-6415-7444（受付時間 平日10:00-18:00）
メールアドレス	support@cs.gmosign.com
お問い合わせフォーム	https://www.gmosign.com/form/
オンライン商談	https://www.gmosign.com/online/

GMOサイン

検索

デモンストレーション

